

船舶事故調査報告書

令和6年8月28日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和5年5月12日 07時05分ごろ
発生場所	福岡県宗像市地ノ島南東方沖 鐘崎港西防波堤灯台から真方位306° 1,700m付近 (概位 北緯33° 53.5′ 東経130° 30.7′)
事故の概要	漁船第7栄丸は、航行中、浅所に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和5年6月26日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 第7栄丸、6.6トン
船舶番号、船舶所有者等	NS2-13733（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	プロペラ及び舵板に曲損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 低潮時
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、友人1人を乗せ、回航の目的で、徳島県室戸市の造船所に向けて長崎県平戸市平戸港を出港し、GPSプロッターを作動させ、手動操舵により約19ノットの対地速力で宗像市北西方沖を北東進していた。</p> <p>船長は、GPSプロッターを確認し、燃料節約の目的で航程を短縮しようとして、地ノ島と宗像市鐘ノ岬との間（以下「本件水路」という。）を北東進していたところ、浅所に乗り揚げた。</p> <p>本船は、付近を航行中の漁船により宗像市鐘崎漁港にえい航された。</p> <p>船長は、GPSプロッターで陸岸や島等を確認しながら航行すれば問題なく航行できると思い、事前に航行予定海域の水路調査を行っていなかった。</p> <p>船長は、本件水路を航行するのが初めてであったが、本件水路が広く見え、また、本件水路の東側で漁船が操業していたので、本船も本件水路を航行できると思い、航程を短縮しようとして本件水路を航行した。</p> <p>船長は、本船に乗船するのが初めてであり、本船のGPSプロッターの操作に習熟しておらず、同プロッターに水深や岩礁等の浅所を表示させることができないまま使用していた。</p> <p>海図W1239（倉良瀬戸）によれば、本件水路には浅所が拡延している。</p>

<p>分析</p>	<p>本船は、宗像市北西方沖を北東進中、船長が、本件水路の水路状況を把握していない中、航程を短縮しようとして本件水路を航行したことから、浅所に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>船長は、GPSプロッターで陸岸や島等を確認しながら航行すれば問題なく航行できると思ったことから、事前に航行予定海域の水路調査を行っていなかったものと考えられる。</p> <p>船長は、本件水路を航行するのが初めてであり、本件水路の水路状況を把握していなかったものの、本件水路が広く見え、また、本件水路の東側で漁船が操業していたことから、本船も本件水路を航行できると思い、航程を短縮しようとして本件水路を航行したものと考えられる。</p> <p>船長は、本船に乗船するのが初めてであり、本船のGPSプロッターの操作に習熟していなかったことから、同プロッターに水深、岩礁等の浅所を表示させることができないまま使用していたものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、宗像市北西方沖を北東進中、船長が、本件水路の水路状況を把握していない中、航程を短縮しようとして本件水路を航行したため、浅所に乗り揚げたものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、事前に、海図等により航行予定海域の水路調査を行い、浅所の拡張状況を把握すること。 ・ 船長は、GPSプロッターの操作の習熟に努め、目視のみに頼らず、航海計器を活用して航行予定海域の水路状況を把握し、浅所から十分に距離を隔てて航行すること。